

令和7年度

P T A 総会及び
特別活動後援会総会

徳島県立つるぎ高等学校



令和7年5月10日（土）

徳島県立つるぎ高等学校

体育館

P T A 総 会 次 第

- 1 PTA会長あいさつ
- 2 学校長あいさつ
- 3 各課諸連絡
- 4 議事
 - (1) 令和6年度 PTA事業報告
 - (2) 令和6年度 学校徴収金決算報告・監査報告
 - (3) 令和7年度 本部役員(案)
 - (4) 令和7年度 PTA事業計画(案)
 - (5) 令和7年度 学校徴収金予算(案)
- 5 そ の 他

各課の学校現況説明資料QRコード→
つるぎ高等学校ホームページ
メニュー→学校現況説明資料



4-(1) 令和6年度PTA事業報告

	行 事 名	場 所	実 施 日
1	つるぎ高校第1回PTA役員会・特別活動後援会役員会	本校多目的室	4月25日(木)
2	つるぎ高校PTA総会・特別活動後援会	本校体育館	5月11日(土)
3	徳島県高等学校PTA連合会第1回理事会	徳島県教育会館	5月25日(木)
4	徳島県産業教育振興会総会	徳島県教育会館	5月31日(金)
5	徳島県高等学校PTA連合会 並びに徳島県高等学校PTA連合会安全互助会総会 徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会総会	徳島県教育会館	6月7日(金)
6	第64回中国四国四国地区高等学校PTA連合会大会	愛媛県	6月16日(金)
7	美馬地域高等学校生徒生活指導連絡協議会総会・幹事会	穴吹高等学校	7月8日(月)
8	徳島県高等学校交通安全教育研究会総会 交通マナーアップクラブ総会・研究会	藍住町総合文化ホール	7月23日(火)
9	第71回全国高等学校PTA連合会大会	茨城県	8月22・23日(木・金)
10	第2回PTA役員会	本校	実施せず
11	つるぎ高校文化祭バザー	本校	10月16日(水)
12	徳島家庭教育のつどい	JRホテルメント徳島	10月26日(日)
13	徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会研究大会	徳島県総合教育センター	11月22日(金)
14	つるぎ高校学校保健委員会	本校	12月10日(火)
15	第44回部落解放・人権徳島地方研究集会	あわぎんホール	1月27・28日(金・土)

4-(2)-1 令和6年度学校徴収金決算報告・監査報告(PTA会費)

様式第8号

令和6年度 学校徴収金会計決算書 PTA会計

徳島県立つるぎ高等学校

収入総額 4,561,850 円

支出総額 2,173,332 円

差引残額 2,388,518 円 (翌年度繰越)

収入内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
会 費	1,859,300	1,854,200	△5,100	入会金1,000円×137人、 会費300円×5,724人(延べ)
雑 収 入	363	1,313	950	預金利子1,313円
繰 越 金	2,706,337	2,706,337	0	
合 計	4,566,000	4,561,850	△4,150	

支出内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
運営費	2,190,000	1,002,796	△1,187,204	
会 議 費	280,000	93,117	△186,883	PTA役員会、総会に要する経費
事務局費	280,000	10,642	△269,358	高P連会費 消耗品
活 動 費	1,630,000	899,037	△730,963	会員慶弔費、研修費、 学校渉外費など
諸 費	2,376,000	1,170,536	△1,205,464	
教科研費	826,000	472,470	△353,530	諸学会費、 各教科研協会費
生徒指導費	1,320,000	486,511	△833,489	行事協力費など
諸 費	230,000	211,555	△18,445	募金、安全運転管理者等講習手数料など
合 計	4,566,000	2,173,332	△2,392,668	

監査の結果、適正に処理されていました。

4-(2)-2 令和6年度学校徴収金決算報告・監査報告(体育振興会会費)

様式第8号

令和6年度 学校徴収金会計決算書 体育振興費会計

徳島県立つるぎ高等学校

収入総額 5,192,993 円

支出総額 4,931,772 円

差引残額 261,221 円 (翌年度繰越)

収入内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
会 費	2,224,800	2,217,150	△7,650	会費450円×4,927人(延べ)
雑 収 入	989,010	985,653	△3,357	預金利子453円、学校活動支援金1,200円×821人
繰 越 金	1,990,190	1,990,190	0	
合 計	5,204,000	5,192,993	△11,007	

支出内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
運営費	30,000	4,070	△25,930	
運営費	30,000	4,070	△25,930	銀行手数料4,070円
競技活動費	5,174,000	4,927,702	△246,298	
競技活動費	5,174,000	4,927,702	△246,298	各部選手派遣費 2,884,302円
				引率費 1,947,900円
				高体連会費 95,500円
合 計	5,204,000	4,931,772	△272,228	

監査の結果、適正に処理されていました。

4-(3)令和7年度 本部役員(案)

役職	役員名	生徒クラス	生徒名	備考
会長				
副会長 兼 特別活動後援会長				
副会長 兼 家庭教育研修部長				
副会長 兼 人権教育推進部長				
副会長				
副会長 (校長)	岩野 泰典	校長		
評議員				
評議員				
評議員				
評議員				
評議員				
監事				
監事				

4-（4） 令和7年度 P T A事業計画(案)

	行 事 名	場 所	実 施 日
1	つるぎ高校第1回P T A役員会・特別活動後援会役員会	本校多目的室	4月24日(木)
2	つるぎ高校P T A総会・特別活動後援会	本校体育館	5月10日(土)
3	徳島県高等学校P T A連合会第1回理事会	オンライン予定	5月
4	徳島県産業教育振興会総会	徳島県教育会館	
5	徳島県高等学校P T A連合会 並びに徳島県高等学校P T A連合会安全互助会総会 徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会総会	徳島県教育会館	6月
6	第64回中国四国四国地区高等学校P T A連合会大会	島根県	7月11日(金)
7	美馬地域高等学校生徒生活指導連絡協議会総会・幹事会		
8	徳島県高等学校交通安全教育研究会総会 交通マナーアップクラブ総会・研究会		7月
9	第71回全国高等学校P T A連合会大会	三重県	8月21・22日(木・金)
10	第2回P T A役員会	本校	
11	つるぎ高校文化祭バザー	本校	10月15日(水)
12	徳島家庭教育のつどい		10月
13	徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会研究大会		11月
14	つるぎ高校学校保健委員会	本校	12月
15	第44回部落解放・人権徳島地方研究集会		1月

4-(5)-1 令和7年度 学校徴収金予算(案) (PTA会計)

様式第1号

令和7年度 学校徴収金会計予算書 PTA会計 (案)

徳島県立つるぎ高等学校

収入の部

(単位:円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
会費	1,872,300	1,859,300	13,000	入会金 1,000円×147人=147,000円 会費 300円×471人×12月 +300円×9人×11月 =1,725,300円
雑収入	182	363	△181	預金利子
繰越金	2,388,518	2,706,337	△317,819	前年度繰越金
合計	4,261,000	4,566,000	△305,000	

支出の部

(単位:円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
運営費	1,961,000	2,190,000	△229,000	
会議費	250,000	280,000	△30,000	PTA総会・役員会その他諸会議に要する経費ほか
事務局費	200,000	280,000	△80,000	高P連会費 事務局需用費ほか
活動費	1,511,000	1,630,000	△119,000	研修費・慶弔費・学校渉外費ほか
諸費	2,300,000	2,376,000	△76,000	
教科研究費	800,000	826,000	△26,000	各教科研究協議会費・諸学会費ほか
生徒指導費	1,200,000	1,320,000	△120,000	行事協力費ほか
諸費	300,000	230,000	70,000	PTA諸費ほか
合計	4,261,000	4,566,000	△305,000	

- 備考
1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越額を記載する。
 2. 予備費は、必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には、経費内訳を計上する。

4-(5)-2 令和7年度学校徴収金予算(体育振興会会費)

様式第1号

令和7年度 学校徴収金会計予算書 体育振興費会計(案) 徳島県立つるぎ高等学校

収入の部

(単位:円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
会費	2,224,800	2,224,800	0	会費 450円×412人×12月 =2,224,800円
雑収入	1,812,979	989,010	823,969	学校活動支援金 4,400円×412人 =1,812,800円 預金利子179円
繰越金	261,221	1,990,190	△1,728,969	前年度繰越金
合計	4,299,000	5,204,000	△905,000	

支出の部

(単位:円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
運営費	10,000	30,000	△20,000	銀行手数料ほか
競技活動費	4,289,000	5,174,000	△885,000	各部選手派遣費 引率費 高体連事業参加費ほか
合計	4,299,000	5,204,000	△905,000	

- 備考
1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越額を記載する。
 2. 予備費は、必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には、経費内訳を計上する。

特 別 活 動 後 援 会 総 会 次 第

1 特別活動後援会長あいさつ

2 学校長あいさつ

3 議事

(1) 令和6年度 事業報告

(2) 令和6年度 決算報告・監査報告

(3) 令和7年度 役員改選(案)

(4) 令和7年度 事業計画(案)

(5) 令和7年度 予算(案)

4 そ の 他

3-(1) 令和6年度 事業報告

番号	地区	団体	行事名等	期 日	人数	場所等	経 費
1	全国	個人	ジュニアクイーンカップレスリング選手権大会	4月13日～14日	1	東京都	53,525
2	全国	個人	全日本ジュニアレスリング選手権大会	4月26日～28日	4	横浜市	254,096
3	アジア	個人	U17アジアレスリング選手権大会 ※国内交通費	6月14日～26日	1	アンマン市	29,659
4	全国	個人	第53回ゴーセン杯争奪ハイスchoolジャパンカップソフトテニス	6月19日～24日	2	札幌市	144,516
5	全国	個人	第78回西日本ソフトテニス選手権大会	6月28日～30日	2	沖縄市	109,592
6	全国	個人	第40回全国高等学校 簿記競技大会	7月23日～24日	2	市川市	57,908
7	全国	団体・個人	全国総合体育大会ソフトテニス競技大会	7月28日～8月2日	8	長崎市	631,485
8	全国	個人	第36回全国高等学校情報処理競技大会	7月13日～14日	1	市川市	49,135
9	全国	個人	第71回全国高等学校ビジネス計算競技大会	7月29日～31日	8	横浜市	303,952
10	全国	個人	第71回全国高等学校ワープロ競技大会	7月31日～8月2日	1	東京都	46,828
11	全国	個人	全国高等学校総合体育大会レスリング競技大会	7月31日～8月5日	10	嬉野市	750,756
12	全国	個人	第40回全国高校生グレコローマンレスリング選手権大会	8月15日～20日	7	大津市	408,422
13	全国	個人	第41回全国商業高等学校英語スピーチコンテスト	9月14日～15日	1	東京都	38,159
14	全国	団体	第32回全国高等学校ロボット競技大会	10月25日～28日	5	宇都宮市	288,120
15	全国	団体	第75回全国高等学校駅伝競争大会	12月20日～23日	10	京都市	377,780
16	全国	団体	エシカル甲子園2024	12月26日	3	徳島市	2,100
17	全国	個人	ジャパンマイコンカーラリー全国大会	1月10日～13日	4	可児市	177,432
18	全国	個人	第28回全国高等学校少林寺拳法選抜大会	3月26日～28日	1	岡山市	6,220
19	全国	個人	第68回全国高等学校選抜レスリング大会	3月26日～30日	4	新潟市	284,784
						合計	4,014,469

番号	地区	団体	行事名等	期 日	人数	場所等	経 費
1	四国	個人	第61回四国ソフトテニス選手権大会	5月11日～12日	4	高知市	56,315
2	四国	個人	第19回四国高等学校少林寺拳法選手権大会	6月15日～16日	1	丸亀市	5,750
3	四国	個人	第20回高校生ものづくりコンテスト四国大会（電気工部門）	6月22日	1	徳島市	27,436
4	四国	団体	第66回四国高等学校登山選手権大会	6月14日～16日	4	西条市	19,800
5	四国	団体	第72回四国高等学校ラグビーフットボール選手権大会	6月14日～16日	30	愛媛県上浮穴郡	847,440
6	四国	個人	第77回四国高等学校陸上競技対校選手権大会	6月14日～17日	4	高知市	136,960
7	四国	団体・個人	第21回四国高等学校レスリング選手権大会	6月14日～16日	10	高知市	243,700
8	四国	団体・個人	第74回四国高等学校ソフトテニス選手権大会	6月14日～16日	10	高松市	229,240
9	四国	個人	高校生ものづくりコンテスト四国大会（旋盤作業部門）	6月29日～30日	1	松山市	31,943
10	四国	団体	第64回四国高等学校ワープロ競技大会	7月25日～26日	4	高松市	46,811
11	四国	団体・個人	第68回四国高等学校ビジネス計算競技大会	7月22日～23日	11	徳島市	51,392
12	四国	団体	第13四国地区高校生溶接技術競技会	7月24日	2	新居浜市	11,060
13	四国	個人	高校生ものづくりコンテスト四国大会（測量部門）	8月22日～23日	4	松山市	65,531
14	四国	団体	第68回四国高等学校駅伝競争大会	11月16日～17日	10	坂出市	147,260
15	四国	個人	第27回マイコンカーラリー四国大会	11月16日	6	観音寺市	36,312
16	四国	団体・個人	第68回高等学校選抜レスリング大会四国地区予選会	1月18日～19日	7	美馬市	39,528
17	四国	個人	第20回四国高等学校選抜ソフトテニス大会	1月25日～26日	6	須崎市	90,425
18	四国	団体	第26回四国高等学校ラグビーフットボール新人大大会	2月7日～9日	23	高知市	518,660
19	四国	団体	第32回四国高等学校バスケットボール新人大大会	2月8日	14	鳴門市	79,984
						合計	2,685,547

3-(2) 令和6年度 決算報告・監査報告

様式第8号

令和6年度学校徴収金会計決算書 特別活動後援会費会計

徳島県立つるぎ高等学校

収入総額 7,658,150 円

支出総額 7,311,385 円

差引残額 346,765 円（翌年度繰越）

収入内訳

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
会 費	3,460,800	3,448,900	△11,900	会費700円×4,927人（延べ）
学校活動支援金	2,472,000	2,463,000	△9,000	学校活動支援金3,000円×821人
雑 収 入	565	615	50	預金利子615円
繰 越 金	1,745,635	1,745,635	0	
合 計	7,679,000	7,658,150	△20,850	

支出内訳

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
全国大会補助	4,000,000	4,014,469	14,469	
四国大会補助	2,800,000	2,685,547	△114,453	
予 備 費	879,000	611,369	△267,631	グラウンド夜間照明代43,543円
				運動場整備燃料代等53,526円
				新聞広告記事掲載料20,000円
				部室棟温水器燃料代 及び灯油代436,260円
				諸 費58,040円
合 計	7,679,000	7,311,385	△367,615	

監査の結果、適正に処理されていました。

3-(3) 令和7年度 役員改選(案)

3-(4) 令和7年度 事業計画(案)

行 事 名	実施予定月
四国高等学校選手権大会	6 月
高校生ものづくりコンテスト四国大会	6 月～7 月
四国高等学校ワープロ競技大会	7 月
四国高等学校ビジネス計算競技大会	7 月
全国高等学校簿記競技大会	7 月
全国高等学校ビジネス計算競技大会	7 月
全国高等学校情報処理競技大会	7 月
全国高等学校ワープロ競技大会	7 月
全国高校総合体育大会	7 月～8 月
四国高等学校生徒商業研究・意見体験発表大会	8 月
全国高等学校ロボット競技大会	10 月
高校生ものづくりコンテスト全国大会	11 月
ジャパンマイコンカーラリー2026大会	1 月
全国高等学校選抜大会	3 月

3-(5) 令和7年度 学校徴収金予算予算(案)

様式第1号

令和7年度 学校徴収金会計予算書 特別活動後援会費会計 (案)

徳島県立つるぎ高等学校

収入の部

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	備 考
会 費	3,460,800	3,460,800	0	700円×412人×12月 =3,460,800円
学校活動支援金	3,296,000	2,472,000	824,000	8,000円×412人 =3,296,000円
雑 収 入	435	565	△130	預金利子
繰 越 金	346,765	1,745,635	△1,398,870	前年度繰越金
合 計	7,104,000	7,679,000	△575,000	

支出の部

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	備 考
全国大会補助	3,800,000	4,000,000	△200,000	
四国大会補助	2,600,000	2,800,000	△200,000	
予 備 費	704,000	879,000	△175,000	グラウンド照明代 温水器燃料代 運動場整備等
合 計	7,104,000	7,679,000	△575,000	

- 備考
1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越額を記載する。
 2. 予備費は、必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には、経費内訳を計上する。

PTA会則

(名 称)

第1条 本会は、徳島県立つぎ高等学校PTAと称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を徳島県立つぎ高等学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 生徒の福祉を増進する。
- (2) 生徒の教育について常に家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が互いに協力する。
- (3) 学校の教育的環境整備を図る。
- (4) 教育に関する諸経費を調査し、教育財政確立のための運動を行う。

(組 織)

第4条 本会は、本校在校生の保護者及び本校教職員をもって組織する。

(支 部)

第5条 本会に、家庭教育研修部並びに必要と認められる町村及び地区に支部を設置する。

(規 約)

第6条 前条の事項を運営するための規約については、別に定める。

(役職員)

第7条 本会には、次の役職員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名(内4名は特別活動後援会長・家庭教育研修部長・人権教育推進部長・学校長を充てる)(特例として開校時は5名以上となる)
- (3) 評議員 若干名
- (4) 監 事 若干名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 書 記 1 名
- (7) 会 計 1 名

(任 務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 評議員は、会務を評議する。
- (4) 書記は、総会の議事を記録し、各種会合を通知する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。
- (6) 会計は、本会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において収支を報告する。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(選出・任期)

第9条 役員の選出並びに任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、総会において選出する。
選出方法は、評議員によって構成された選考委員により推薦し、総会に諮り決定する。
- (2) 評議員は、支部長をもって充てる。
- (3) 監事は、総会において選出する。
- (4) 顧問は、会長の推薦により総会の協賛を得る。
- (5) 書記及び会計は、会長がこれを委嘱する。
- (6) 役員の任期は、すべて1ヶ年とする。
- (7) 役員は、後任決定まで留任するものとする。

(招 集)

第10条 総会・評議員会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会員の会費並びに寄付金をもって充てるものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を経なければならない。

附 則

1 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

PTA家庭教育研修部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当部は、徳島県立つるぎ高等学校PTA家庭教育研修部と呼ぶ。

(目 的)

第2条 当部は、PTAに属する1部会として、生徒の教育に寄与するとともに、会員相互の修養と親睦をはかることを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第3条 当部は、第2条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 教育文化・修養に関する講演会・講習会・座談会などの開催
- (2) 家庭教育研修の助成活動
- (3) 学校行事等への賛助並びに奉仕
- (4) その他教育上必要な事項

第3章 組 織

(組 織)

第4条 当部は、PTA会員中の女性会員をもって組織する。

(役 員)

第5条 当部に次の役員をおく。

- (1) 部 長 1 名
- (2) 副 部 長 各支部1名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹 事 各支部若干名

(任 務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、当部を代表し所属の事務を総理し部会の議長となる。
- (2) 副部長は、部長を助け部長事故あるときにはこれに代わる。
- (3) 常任幹事は、部の企画運営上緊急を要する事項の処理にあたる。ただし、重要事項については幹事会の承認を得ることを要する。

(任 期)

第7条 役員の任期は、1ヶ年とする。ただし再選は妨げない。

(選 出)

第8条 部長及び副部長は、当部総会において選出する。

(幹 事)

第9条 幹事は、各支部若干名と学校側女性職員をもって充てる。

(常任幹事)

第10条 常任幹事は部長・副部長が兼ね、学校側幹事は互選により2名を常任とする。ただし、常任幹事中2名は部長の命により会計庶務にあたる。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

PTA人権教育推進部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当部は、徳島県立つるぎ高等学校PTA人権教育推進部と呼ぶ。

(目 的)

第2条 当部は、PTA会員相互の人権問題に関する学習をより一層推進するとともに学校人権教育の充実に寄与することを目的とする。

第2章 活動内容

(活動内容)

第3条 第2条の目的を達成するため、学校人権教育と綿密な連携のもとに次のような活動を行う。

- (1) 会員相互の人権問題学習に関する活動
- (2) 学校人権教育行事などへの賛助活動

- (3) 生徒の人権教育を支える条件作りのための活動
- (4) 社会人権教育への参加
- (5) その他

第3章 組 織

(組 織)

第4条 当部は、PTA会員をもって組織する。

(役 員)

第5条 当部に次の役員を置く。

- (1) 部 長 1 名
- (2) 副 部 長 4 名
- (3) 常任幹事 各支部1名
- (4) 顧 問 1 名
- (5) 幹 事 2 名

(部 長)

第6条 部長は、PTA副会長の中から互選し、これに当たる。但し、学校長及び家庭教育研修部長を除く。

(副部長)

第7条 副部長はPTA副会長がこれに当たる。

(常任幹事)

第8条 常任幹事は各支部長がこれに当たる。

(顧 問)

第9条 顧問は、PTA会長がこれに当たる。

(幹 事)

第10条 幹事は、学校担当教員がこれに当たる。

第4章 経 費

(経 費)

第11条 当部の活動に必要な経費はPTA会費及びその他の収入によるものとする。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

PTA慶弔規定

1 転退職記念品代

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 会長・副会長 | 役員において協議する。 |
| (2) 職員 | (2, 000円) + (1, 000円) × (年数) |

2 死亡弔慰金

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 職員・生徒及び保護者の死亡 | 10, 000円 + 花輪 |
| (2) 職員の同居家族及び実父母死亡 | 花輪 |

特別活動後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、徳島県立つるぎ高等学校特別活動後援会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、徳島県立つるぎ高等学校の特別活動を援助し、その健全な発展を推進することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、徳島県立つるぎ高等学校内に置く。

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校のPTA会員(以下「普通会员」という)
- (2) 本会の主旨に賛同する個人並びに同窓会会員(以下「賛助会員」という)

(会 費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员は、通常会費を納入するものとする。
- (2) 特に必要な場合は、特別会費を徴収することができる。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 4 名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 若干名
 - (5) 顧 問 若干名
 - (6) 幹 事 若干名
 - (7) 会 計 1 名
- (任 務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、役員会及び総会を招集して会議の議長をつとめる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は会務を代行する。
- (3) 役員は、役員会を組織し、議事を協議するとともに会務の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 幹事・会計は、事務局を構成する。

(役員の選出)

第8条 役員は、次の方法で選出する。

会長及び監事は、総会で選出し、その他の役員は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1ヶ年とする。ただし再任することを妨げない。

(会 議)

第10条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

総会は、毎年1回PTA総会後に開き、前年度の事業報告、決算報告並びにその年度の事業計画及び予算、その他の議事を審議する。

(会 計)

第11条 本会の経費は、普通会员の会費、賛助会員の会費及び特別会費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第13条 本会の会則は、役員会で役員の過半数の賛成によって改正することができる。

(細則の決定)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の会務運営に関する必要な細則は役員会で別に定める。

附 則

1 この会則は、平成26年4月1日から施行する。